

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号ケ中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同号中ムをメとし、サからミまでをシからムまでとし、コの次に次のように加える。

サ 法第58条第2項

第3条第2号中ミをムとし、エからマまでをオからミまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第52条第6項第3号

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)